

令和 7 年度茨城県高次脳機能障害支援養成研修実施要領

1 趣旨

茨城県高次脳機能障害支援システム整備事業に基づく高次脳機能障害支援養成研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

なお、本研修は令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の新規加算である「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の対象である。

3 実施機関

一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会（茨城県水戸市緑町 3 丁目 5 番 35 号）

4 内容

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（令和 6 年 2 月 19 日付障障発・障精発 0219 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長及び 精神・障害保健課長通知）4 で規定する別紙カリキュラムの内容以上のものとする。

5 受講対象者及び定員

研修の受講対象者及び定員については以下のとおりとする。

（1） 対象者

県内障害福祉サービス事業所等に従事する者

（2） 定員

50 名（原則、各事業所 1 名まで）

6 受講者の決定

受講申込者が定員を超えた場合、高次脳機能障害の支援歴等を考慮して選定する。

※受講決定通知、基礎研修講義動画 URL を 8/1（金）までに別途送付。

7 期日・会場

（1）基礎研修

【基礎講義】

期 間：令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 9 月 12 日（金）

上記期間内に受講し、小テストに回答（オンデマンド研修）

※小テストの点数を 8 割以上取得した者を合格とする。

【基礎演習】

期 日：令和 7 年 10 月 9 日（木）

※詳細は「基礎演習受講者決定通知」に併せて通知予定。

会 場：アダストリアみとアリーナ（茨城県水戸市緑町 2-3-10）

受講資格：基礎講義の小テストにおいて 8 割以上取得した者

（2）実践研修

【実践講義】

期 間：令和 7 年 10 月 10 日（金）～令和 7 年 11 月 24 日（月）

上記期間内に受講し、小テストに回答（オンデマンド研修）

※小テストの点数を 8 割以上取得した者を合格とする。

※実践研修講義動画 URL を 10/10（金）までに送付

受講資格：基礎研修を修了した者

※基礎演習の全日程を受講することで基礎研修を修了した
こととする。

【実践演習】

期 日：令和 7 年 12 月 9 日（火）

※実践研修（演習）受講者決定通知を 11/28（金）に通知。

会 場：文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市竹園 2-20-5）

受講資格：基礎研修を修了しているものかつ、実践講義の小テストにおいて8割以上取得した者

8 研修会費用

無 料

9 受講申込について

(1) 申込方法

以下の申込フォーム URL より必要事項を記入して申込

<https://forms.gle/8aGLp6jiVhLuZMw56>



QR コードはこちらから

(2) 申込期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）～令和 7 年 7 月 11（金）まで（厳守）

(3) 留意事項

修了証の対象となる演習科目を含めての受講申込ができるのは、障害福祉サービス事業所から原則 1 名までとする。

10 修了証書の交付及び交付要件

修了者には研修修了後、修了証書を交付する。

なお、交付要件は「すべての科目を受講すること」とする。

11 修了者名簿の管理

県または茨城県リハビリテーション専門職協会では、高次脳機能障害支援養成研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理する。

12 留意事項

本研修は、障害福祉サービス事業所等における「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の対象となる研修である

ため、すべての科目の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。

過去の研修会受講者においても全てのカリキュラムを受講することとする。

なお、公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をすること。

記

【研修に関するお問い合わせ】

一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会

担当：松本・棚町

MAIL：h-brain★irpa.jp

※★を@に変換してください。

【基礎・実践研修当日連絡先】

一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会

担当：松本・棚町

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35

029-306-7765

付則 この要領は、令和7年4月21日から施行する。